

学長選考・監察会議議事録  
(令和4年度 第3回)

令和4年7月21日(木)  
13時00分から14時25分まで  
オンライン会議(Zoom)

【出席者】

経営協議会選出委員

相澤 益男 伊藤真知子 小林 裕明 里村 正治 鈴木 道子  
長谷川真理子

教育研究評議会選出委員

是川 晴彦 中西 正樹 並河 英紀 上野 義之 黒田 充紀  
村山 秀樹 佐藤 慎哉

【欠席者】 西海 和久

【陪席者】 羽鳥副学長

議事に先立ち、羽鳥副学長から、本日の会議が規程第5条第2項の会議開催要件を満たしている旨の報告があった。

I 前回議事録の確認について

相澤議長から、資料1に基づき、前回議事録の確認が行われ、議事録が確定された。

II 国立大学法人山形大学長の業務執行状況の確認について

相澤議長から、前回の学長との意見交換の内容及び後日委員からいただいた意見をもとにとりまとめたものである旨説明があり、次いで、羽鳥副学長から、資料2に基づき教育・研究・社会共創・運営4つの項目に分けて整理したこと及び各項目の概要について説明があり、相澤議長から諮られた結果、了承された。

なお、相澤議長から、確定した資料2を玉手学長に手交する旨説明があった。

III 学長選考・監察会議のあり方について

1) 学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について

相澤議長から、学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について概要の説明があり、次いで、羽鳥副学長から、資料3に基づき詳細の説明があった。

種々意見交換の後、国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程を改正することが、原案一部修正の上、了承された。

質疑応答は、以下のとおり。

- ・国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程の一部改正ということですが、これまで充て職にする規程の変更は行うのか。必ずしも充て職とは言えず、はっきり決められていなかったということではないのか。（里村委員）
- ・国立大学法人山形大学教育研究評議会規程の第3条第4号が各学部長，第7号が医学部附属病院長と限定されており，改正後は第4号から第8号までに掲げる者の中から選出すると改正しております。（羽鳥副学長）
- ・国立大学法人山形大学教育研究評議会規程自体を変更した方がいいのではないのでしょうか。この規程を改正しないと，充て職という疑念は払拭されないのではないのでしょうか。（里村委員）
- ・充て職は議論の場での言葉であり，規程上には記載はありません。教育研究評議会の構成員から7名を選出するというものであり，教育研究評議会の構成員を変える必要はありません。（相澤議長）
- ・国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程第3条の改正案について，第2項に「報告しなければならない」とあり，第3項に「報告を受けたときは」とある。第3項について「学長選考・監察会議は，選任方法及び選任理由を公表するものとする。」で十分ではないか。（里村委員）
- ・第3項「学長選考・監察会議は，前項の規定による報告に基づき，選任方法及び選任理由を公表するものとする。」とします。（相澤議長）
- ・教育研究評議会からの選任の幅が広がるという意味でこの改正案に賛成です。ただ，選任方法は決まっているのか，その時々で選任方法が変わっていくのか教えていただきたい。（鈴木委員）
- ・経営協議会及び教育研究評議会においてどのように選任するのかは定めておりません。教育研究評議会において選任されることが定められているのみです。選任理由の中に含まれるのではないかと思います。教育研究評議会が自らの判断で選任するというプロセスに変更するのであって，選任方法にまで踏み込むことではないと思います。（相澤議長）
- ・学長が議長を務める教育研究評議会の場で選任することに問題はないのか。（黒田委員）
- ・経営協議会でも同じことが行われており，経営協議会や教育研究評議会という会議体が何らかの方法で選任するというをさせていただければ，山形大学という法人組織としてそこに問題があるという議論にはならないと思われます。（相澤議長）
- ・令和4年4月からの本会議委員について，選任方法及び選任理由を公表する必要はないのか。（里村委員）
- ・今回議論している内容は，今後どうするのかということであり，遡って公表することはありません。（相澤議長）
- ・遡って，令和4年4月についても，公表することが正しい対応ではないか。（里村委員）
- ・今回の規則改正は，今後選任される状況になった場合から適用されるものであり，現構成員については現行の規則に基づき選任されているため，公表等の対象とはなりません。（相澤議長）
- ・現行の規程において，国立大学法人山形大学教育研究評議会規程第3条第4号，第7号を委員にすることとなっているが，その経緯について教えていただきたい。これまでは選択

の余地がなかったが、これからは15名から7名を選択できることとなり、選任理由の報告を受けて疑義が生じた場合に差し戻しできるようにしておかなくてもよいのか。(並河委員)

- ・他大学においては、各学部から選出された方を委員としている例が多くあります。本学において、第4号及び第7号としている経緯については、確認して後日といたします。差し戻しの関係につきましては、教育研究評議会を選任することとなっているものについて学長選考・監察会議が疑義を唱えることは想定されていないものと理解しております。(羽鳥副学長)
- ・教育研究評議会からの委員選任について、学長選考・監察会議が疑義をさしはさむところではありません。これは、経営協議会についても同じことが言えます。(相澤議長)
- ・規則改正の施行日はいつになるのか。(相澤議長)
- ・直ちに手続きに入り、本日7月21日が施行日と考えております。(羽鳥副学長)
- ・これまでの選任方法の方がよかったのではないかという懸念を持っている委員もおりますので、今後、選任方法及び選任理由の報告を受けた際に、学長選考・監察会議において今回の改正内容に問題がなかったことを確認することとする整理にしていきたい。(里村委員)

## 2) 学長の解任事由に該当するおそれのある事項が発生した場合の対応について

相澤議長から、学長の解任事由に該当するおそれのある事項が発生した場合の対応について概要の説明があり、次いで、羽鳥副学長から、資料4に基づき詳細の説明があった。

種々意見交換の後、国立大学法人山形大学学長選考等規程を改正することが原案どおり了承された。

質疑応答は、以下のとおり。

- ・調査委員会を設置できるように改正することには賛成。だが、改正案には調査委員会を設置するとなっており、第三者調査委員会を設置することまで担保されていないがよろしいのか。(伊藤委員)
- ・直ちにそこまで決める必要はないため、最低限、調査委員会を設置できるところまでの案となっております。第三者を入れることについては、本会議で今後議論いただければと思っております。(羽鳥副学長)
- ・何か事が起こった時、学長選考・監察会議がどんな形で行動がとれるか定められていなかった。少なくとも調査を行える体制をはっきりさせておきたいという意図です。また、常設の調査委員会ではないので、事態が発生した時に、その内容に応じて議論することによってよろしいかと思えます。(相澤議長)
- ・3分の1と3分の2という数字が出ていますが、根拠についてご説明いただきたい。(里村委員)
- ・明確にどのような議論のもとでこの数字になったのかは残っていません。(羽鳥副学長)
- ・今回の趣旨は調査委員会の設置についてですので、全体を見直すのは別の機会にしたいと思えます。(相澤議長)

- ・調査委員会の規定に「第三者」という言葉を入れなくていいのか。（小林委員）
- ・第三者を含める場合と含めない場合があると思いますので、今回は踏み込んでいません。  
（羽鳥副学長）
- ・監察という行為はいつも行う必要があるのではないか。日頃からの監察行為はどうするのか。（里村委員）
- ・第三者としての監察ではなく、評価を通じて、必要なアドバイスを行うことが学長選考・監察会議であり、何か事態が起きた時に調査を行うことであると思っています。常時、監察を行うのは監事の業務であると思っています。ガバナンス・コードでも監事機能の強化があります。学長選考・監察会議において監察をどうするのかという議論は慎重にしなければならないと思われます。（相澤議長）

#### IV その他

羽鳥副学長から、次回開催は、9月21日経営協議会終了後である旨発言があった。